破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０４７号

東京都渋谷区桜丘町１番２号渋谷サクラステージセントラルビル11階
清算株式会社　飯綱東高原観光開発株式会社
代表清算人　荒木　達男

１　決定年月日　令和７年７月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０１２号

大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社ＳＹＭ
代表清算人　武　笑美也

１　決定年月日　令和７年７月２日
２　主文　本件協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　本件協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対する残余の債権につきその債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、本件協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部